_	/# 			
案		号 -	18中建審・請第1号審査請求事件	
		<u>日</u>	平成19年2月22日	
	査請求人住戶		東京都中野区中野五丁目	
審査請求の内容			確認処分のうち法42条2項道路とした部分の無効ないし取消	
処分庁(不作為庁)			指定確認検査機関	
			株式会社東日本住宅評価センター	
審	建築物の敷り	地	中野区中野五丁目	
查請	地 域 · 地 [X	第 1 種住居地域(60/200)	
求			準防火地域 第 2 種高度地区	
に係	建築主住原	所	中野区中野五丁目	
る建築	用 ;	途	診療所 一戸建ての住宅 構 造 木 造	
築	敷 地 面 🤻	積	202.90㎡ 階 数 地上/地下 2/0	
物	建築面	積	1 4 2 . 0 2 ㎡ 延 べ 面 積 2 5 2 . 9 6 ㎡	
建築審査会の処分(概要)				
	頭審査年月	日		
			<u></u> 処分庁は中野区中野五丁目 番 号と同所 番 号との	
			近カガは中野医中野五丁日	
			問め上地を建来塗牛仏第42宗弟2頃の追占とりて建来唯認処力を	
			その処分を前提とする本件処分は取り消されるべきである。	
			建築物が完成していても、工事の施工を停止させることによって	
			しか回復すべき法律上の利益を有することがないものではなく、依	
			然として訴えの利益を有するのであるから、その部分の無効確認な	
			いし取消を求めることは何ら「失当」ではない。	
請	求人の主	張	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ПÐ	水人の土。	JLX	は、6条1項の規定による確認とみなすとされている。また、同法	
			第94条規定によると、確認についての不服申立てについては、当	
			主事が置かれた市町村の建築審査会に申立てるものとしており、確	
			記処分のうち42条2項指定部分については別の手続をとるべきと	
			する規定は全く見当らない。したがって、具体的な確認処分の無効	
			ないし取消を求めるなかで当該道路が2項道路か否かが判断される	
			べきである。	
			審査請求人は、建築確認処分の取り消しを求めているが、建築確 l	
		明	認は建築行為の事前手続であり、すでに建築物が完成している現在	
			においては、その取り消しを求めることは失当である。	
処	分庁の弁り		審査請求人は、「建築確認処分の取消」ではなく、建築確認処分	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		のうち「建築基準法第42条第2項道路とした部分」の無効確認ま	
			たは取消を求めると主張しているが、建築基準法では、建築基準法	
			第42条第2項道路は特定行政庁が指定するものと規定している。	

L	ったがって、「建築基準法第42条第2項道路とした部分」の無効確
認	ぬまたは取消を当センターに求めることは失当である。
裁決年月日及び主文 平	² 成19年5月9日 本件審査請求を却下する。
	<u></u> 審査請求人提出にかかる審査請求書、反論書(2)の記載内容を
45	留旦明水八旋田にかかる留旦明水首、及論首(2)の記載内替を 総合判断すれば、本件請求内容は、請求人所有の土地の西側に隣接
	「る道が、建築基準法42条2項の規定に基づく道路に該当するこ
	・ る
	- を前提として処力力がなりた本件処力は遅次な処力であるとし - 、同処分の無効確認ないし取消を求めるものであると解され、こ
	、 同処力の無効確認ないし取用を求めるものであると解され、こ)理解を前提として検討するに、本件建築物は遅くとも平成18年
	0月23日の時点までに工事が完了していることが明らかであ
')、審査請求の利益が未だ存在するか否かの検討が必要となる。
	建築基準法の一連の規定に照らせば、建築確認は、法6条1項の
	Eめる建築物の建築等の工事着手前に、当該建築物の建築計画が建 なお、世界のは、第一人では、1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1月1日 1975年1日 1975年1月1日 1975年1日 1975年1月1日 1975年1日 1
	を基準関係規定に適合していることを公権的に判断する行為であ ・
)、確認を受けなければ同工事をすることができないという法的効
	見が付与されているにすぎない。これに対し、工事完了後における
	建築主事等による検査及び特定行政庁の違反是正命令は、工事にか
	いる建築物及びその敷地が現に建築基準関係規定に適合しているか
	ごうかを基準とするものであって、建築確認にかかる建築計画どお
)のものであるかどうかを基準とするものではない。そして違反是
I	E命令を発するかどうかは、特定行政庁の裁量に委ねられている。
	そうすると、建築確認が存在していても、それが工事完了後に検
	経済証の交付を拒否しまたは違反是正命令を発する上において法的
障	章害となるものではなく、また、逆に、たとえ建築確認が違法であ
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	るとして取り消され、ないし無効であることが確認されたとしても、
検	食査済証の交付を拒否しまたは違反是正命令を発すべき法的拘束力
か	が直ちに生ずるものではないというべきである。
	したがって、当該工事が完了した場合においては、もはや建築確
認	忍の取消(ないし無効確認)を求める審査請求の利益は失われるも
σ	つといわざるを得ない。本件建築物については、平成18年10月
2	23日に検査済証が交付されており、遅くとも同時点までに工事が
完	記了していることが明らかであることから、現時点においては審査
請	情求を提起して本件処分の取消ないし無効確認を求めることについ!
τ	て、審査請求の利益は既に失われているといわざるを得ない。
	よって、本件審査請求は不適法であるので、行政不服審査法40
条	€1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。